

外洋特別規定発行にあたって

- (1) 外洋特別規定 2018-2019 は、World Sailing（国際セーリング連盟）が発行する OFFSHORE SPECIAL REGULATIONS 2018-2019 を公益財団法人日本セーリング連盟がセーラーおよび連盟と関係する団体のために日本語訳したものであり、外洋特別規定に関わる国内規定（OSR 国内規定）とともに発行する。
- (2) OSR 国内規定に関連する外洋特別規定の該当項目の左端には破線の印をつけてある。
- (3) 外洋特別規定は適用期間中に World Sailing により改訂が行われた場合は、なるべく早い機会に日本語参考訳も更新される。
- (4) 外洋特別規定の日本語参考訳はいつでも訂正されることがある。
- (5) OSR 国内規定はいつでも改訂されることがある。
- (6) 前記 (3) (4) (5) における最新の規定は次のウェブサイトに掲載される。
<http://www.jsaf-anzen.jp/1-1.html>
- (7) 外洋特別規定では、英文が正文であり日本語訳は参考訳である。OSR 国内規定は日本語がそのまま正文である。
外洋特別規定の翻訳にあたっては、なるべく原文に忠実に翻訳したが、原文の意味を正確に日本語で表現するために意識した箇所もある。また、原文に改訂が無かった場合でもより適切な日本語表現の為に訳文を変更した箇所もある。
- (8) 外洋特別規定 2018-2019 の適用期間は 2018 年 1 月 -2019 年 12 月であるが、日本国内においては 2020 年 3 月までの使用も認める。
- (9) 本書の一部または全部を転載する場合には、事前に日本セーリング連盟の承認を得なければならない。



APPENDIX B

SPECIAL REGULATIONS for inshore racing

Special Regulations for inshore racing are intended for use in short races, close to shore in relatively warm and protected waters where adequate shelter and/or effective rescue is available all along the course, held in daylight only.

All the items relevant to Special Regulations for inshore racing are shown in Appendix B.

Part A Basic

The following regulations shall be observed:-

Regulation	Item
1.02	Responsibility of Person in Charge
1.02.1	Under RRS 4 the responsibility for a boat's decision to participate in a race or continue racing is hers alone. The safety of a boat and her crew is the sole and inescapable responsibility of the Person in Charge who shall do his best to ensure that the boat is fully found, thoroughly seaworthy and manned by an experienced and appropriately trained crew who are physically fit to face bad weather. The person in charge shall also assign a person to take over his/her responsibilities in the event of his/her incapacitation.
2.03.1	All equipment required by OSR shall:
a)	function properly
b)	be regularly checked, cleaned and serviced
c)	when not in use be stowed in conditions in which deterioration is minimised
d)	be readily accessible
e)	be of a type, size and capacity suitable and adequate for the intended use and size of the boat.

付則 B

インショアレース用特別規定

インショアレース用特別規定がその使用を意図するレースは、コースの全域で十分な避難所および/または効果的な救助が利用できる、比較的温暖な囲まれた沿岸で行われる、日中のみの短いレースである。

インショアレース用特別規定に関連する全ての項目は付則 B に示される。

パート A 基本項目

以下の規則を遵守しなければならない :-

規定	項目
1.02	艇責任者の責任
1.02.1	RRS 規則 4 によるとレースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。艇と乗員の安全を確保することは、艇の責任者の唯一の避けられない責任である。艇の責任者は、艇が発見されること、艇が十分な耐航性を有すること、荒天の海にも対抗できる体力と適切なトレーニングを積んだ経験豊富な乗員を配置すること、に最善を尽くさなければならない。さらに、艇の責任者は責任を全うすることができない場合、艇の責任者を引き継ぐ者を指定しなければならない。
2.03.1	OSR が要求する全装備は以下の通りであること:
a)	適切に機能する
b)	定期的に点検され、清掃され、維持されている
c)	未使用時には劣化が最小になるような状態で保管されている
d)	すぐに使用できる場所にある
e)	艇の大きさや使う目的に対して、適切で十分な種類、サイズ、容量である

3.02	<p>Watertight Integrity of a Boat A boat shall be essentially watertight and all openings shall be capable of being immediately secured. Centreboard, daggerboard trunks and the like shall not open into the interior of a hull except via a watertight maintenance hatch with the opening entirely above the Waterline</p>
------	--

Part B Portable Equipment

The following shall be provided:-

Regulation	Item
3.23	one strong bucket with a lanyard and of at least 9 litres (2.4 US Gal) capacity
3.24	one compass (a hand-held is acceptable)
4.05	one fire extinguisher required if electrical system, engine or stove on board
4.06	one anchor
4.22	a lifebuoy with a drogue
4.22.5	A heaving line, no less than 6 mm (1/4") diameter, 15 - 25 m (50 - 75') long, readily accessible to cockpit
4.25	A strong, sharp knife, sheathed and securely restrained shall be provided readily accessible from the deck or a cockpit.
5.01.1	each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (b) clearly marked with the boat's or wearer's name (c) if inflatable, regularly checked for air retention Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.

3.02	艇体の完全な水密性 艇は基本的に水密であり、そして全ての開口部は即座に水密確保される。センターボード、ダガーボードのトランクなどは、確実に喫水線より上に開口をしている保守ハッチを除き、艇体の室内側に開口してはならない
------	---

パート B 携行備品

以下を装備すること :-

規定	項目
3.23	9 リットル (2.4US ガロン) 以上の容量で、ラニヤードが付いた、頑丈な作りのバケツ 1 個
3.24	コンパス 1 個 (手持ちも可)
4.05	電気系統、エンジンまたはストーブ (コンロ) を搭載する艇は消火器 1 個
4.06	アンカー 1 個
4.22	ドローク付きのライフブイ
4.22.5	コックピットですぐに使える、直径 6mm (1/4 インチ) 以上で長さ 15 - 25 m (50 - 75 フィート) のヒービングライン
4.25	デッキまたはコックピットからすぐに使える位置に、鞘に収められ安全に保管された強固で鋭いナイフ
5.01.1	各乗員は以下を持つこと、 個人用浮揚用具の条件は、 (a) 笛が装備されている (b) 艇名か着用者の名前が明記されている (c) 膨張式の場合、空気保持の定期確認 適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、 個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。



OSR 国内規定 外洋特別規定に関わる国内規定

該当する規定項目番号	OSR 国内規定：青字部分
**	4.07 以下の通りの予備電池と予備電球を持つ防水型ライト： LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。
Mo3Mu3,4	4.21b) 防水の懐中電灯と予備バッテリーと予備電球 LED タイプの懐中電灯には予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備の防水懐中電灯の搭載を推奨する。

以下は付則 B インショアレース用特別規定のみに適用され、規定本則には適用されない。

付則 B	5.01.1 各乗員は以下を持つこと、 個人用浮揚用具の条件は、 (a) 笛が装備されている (b) 艇名か着用者の名前が明記されている (c) 膨張式の場合、定期的に空気保持のチェックがなされている 適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。あるいは、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品。または ISO12402-2(Level 275) /-3(Level 150) /-4(Level 100) /-5(Level 50) いずれかの適合品でなければならない。
------	---

ホームページ



フェイスブック



**JAPAN
SAILING
FEDERATION**

外洋特別規定 2018-2019
OSR国内規定
許可無く複製を禁じます

発行 公益財団法人 日本セーリング連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 902号室
tel.03-6447-4881(代表) fax.03-6447-4882

外洋安全委員会

Eメール

anzen-offshore@jsaf.or.jp

ホームページ

<http://www.jsaf-anzen.jp>

フェイスブック

<https://www.facebook.com/jsafgaiyouanzen/>